

漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等の一部改正案についての意見・情報の募集について

令和 8 年 8 月 3 日
水 産 庁

この度、「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

別添、漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等の一部改正案の概要及び漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等の一部改正案のとおり

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 水産庁資源管理部漁獲監理官付調査解析班において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

水産庁資源管理部

漁獲監理官付 調査解析班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和8年8月3日～令和8年9月2日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等の一部改正案の概要

② 漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等の一部改正案